

## 滋賀大学オープンアクセス方針 実施要領

令和7年1月16日制定  
附属図書館委員会

この要領は、「国立大学法人滋賀大学オープンアクセス方針」（令和6年3月19日役員会承認、以下「方針」という。）の実施に必要な事項を定めるものである。

以下、本方針の本文を四角囲み内に引用し、該当箇所の具体的な実施要領を示す。

### （趣旨）

1 滋賀大学（以下「本学」という。）は、「滋賀大学憲章」に基づき、本学における研究成果を広く世界に発信することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、地域社会との多様な連携を積極的に構築し、開かれた大学として、地域社会の発展に寄与することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

### （1）本方針におけるオープンアクセス

本方針ではオープンアクセスとは、学術論文等の研究成果をオンラインで公開することにより、誰もが無料で利用できる状態にすることを指す。これにより、単に情報アクセスの平等が推進されるだけでなく、研究成果の共有と再利用が進むことで、さらに学際的な研究やイノベーションの創出を促進し、その成果を社会に還元するという波及効果がある。

### （2）オープンアクセスにより可能になること

- インターネット上で全世界の人に無料で論文を読んでもらうことができる。
- 論文が引用される可能性が高まる。
- 研究成果を社会に還元することができる。
- 自分の論文をいつでも確認することができる。

本方針は、滋賀大学の機関リポジトリである「滋賀大学学術情報リポジトリ」に研究成果を登録することにより、オープンアクセスの実現を目指すものである。

### （研究成果の公開）

2 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された本学に在籍する教職員の研究成果（以下「研究成果」という。）を、滋賀大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって広く無償で公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

### （1）「教職員」の範囲

本方針の対象となる「教職員」とは、役員、教員（専任の教授、准教授、講師、助教及び助手）でかつ教員情報管理システムの利用者である者を指す。上記以外の学内の教職員、ポストドクター、大学院生等の研究成果についても、リポジトリへの登録を推奨する。

本学に在籍する教職員が退職や他機関へ異動した後も、在籍時にリポジトリに登録した

研究成果は引き続き保存・公開される。

(2) 「研究成果」の範囲

「研究成果」のうち、本方針の対象となるものは商業出版社、学会、学内部局等が発行する電子ジャーナルに掲載された査読付き学術論文とする。上記以外についてもリポジトリでの登録を推奨する。

(適用の例外)

3 前項にかかわらず、リポジトリによる公開が適切でないと判断された場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(1) 非公開の申請

本方針の対象となる「研究成果」を非公開とする必要がある場合、教職員は附属図書館に非公開を申請できる。非公開の可否は附属図書館長が決定する。ただし、研究成果の著作権を出版社等に譲渡しており、著者最終稿を含むあらゆる版の公開が著作権者により許諾されない場合は、申請を不要とする。

<非公開の申請が想定される理由(例)>

ア) 研究成果が個人情報やプライバシーに関する内容を含むためリポジトリ上での公開が不適切である場合。

イ) 本学以外の共著者の同意が得られない場合。

ウ) 出版社や雑誌のポリシーが存在しない又は不明瞭な場合。

エ) その他：(特別な理由を記述)

※「特許取得中のため公開不可」等の理由は該当しない(既に学術雑誌等で公開された論文を対象としているため)。

(2) 研究不正行為があった場合など、公開が適切でないと附属図書館長が判断した場合は公開を行わない。

(適用の不遡及)

4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

本方針は、制定された日(令和6年3月19日)以降に発行された研究成果に適用する。ただし、本方針施行以前の研究成果についても、本学の評価向上および研究成果の保存の観点から、公開を推奨する。

(リポジトリへの登録)

5 教職員は、研究成果について、リポジトリ登録が許諾される適切な版(出版社版、著者最終稿等)を、共著者の同意を得た上で、できるだけすみやかに本学に提出する。リポジトリへの登録、公開等、リポジトリに関する事項は、「滋賀大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

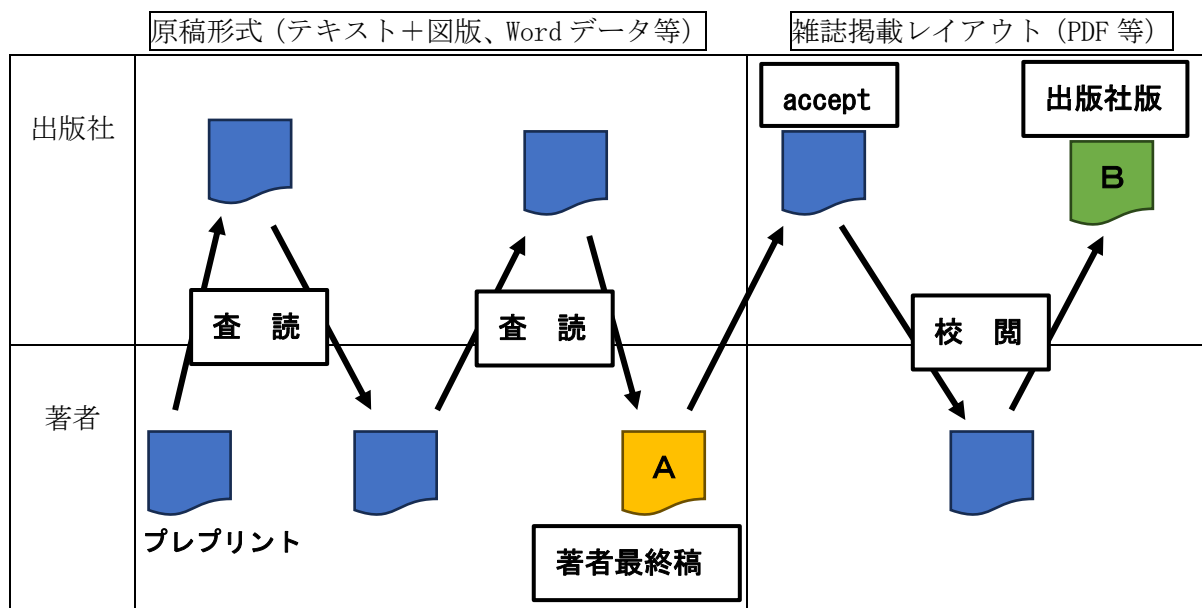
(1) リポジトリ登録について

リポジトリには以下のいずれかの版を登録する。

- ・ 出版社版：著者校正、出版社版組後、出版された雑誌に掲載された版を指す。 [B]
- ・ 著者最終稿：学術雑誌等へ accept される直前に著者が提供した原稿のことで、出版社によるレイアウト調整等の手が加えられていない版を指す。 [A]

また、電子ジャーナル上で学術論文がオープンアクセスとなっており、リポジトリへの全文登録が許諾されていない場合は、リポジトリには書誌情報のみを登録し、出版社版へのリンク (DOI 等) を記載する。

○投稿論文の出版までの流れ



(2) 書誌情報の登録について

「研究成果」の公開可否によらず、書誌情報はリポジトリですべて公開する。

(3) 提供時期

教職員は、研究成果公表後リポジトリによる公開が可能な版をできる限り速やかに提供することが望ましい。出版社のポリシーにより公開禁止 (エンバーゴ) 期間が定められている場合には、リポジトリの公開制限機能を用いて指定した日まで公開を保留できる。

(4) 提供方法

- ア) 教員情報管理システムを通じて研究成果のファイルをアップロードする。
- イ) 上記 (ア) の方法でファイルがアップロードできない場合、附属図書館へ個別にメール等で研究成果のファイルを送付する。
- ウ) 提供する研究成果の形式は PDF とする。これ以外のファイル形式で提供された場合は附属図書館で PDF に変換する。

※以下の場合、論文のファイルを提出する必要はない。

- 出版社が出版社版のリポジトリ登録を許諾している場合 (ただし、本学で購読していな

い学術雑誌等の場合は、論文のファイル提出をお願いする場合がある)

○出版社版に「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」等のライセンス付与があり、再配布が許可されている場合(当該論文の発行を附属図書館で確認次第、リポジトリに登録する)

○本学で発行された出版物について、発行部局等の依頼に基づき、附属図書館で一括登録する場合

(5) リポジトリに登録された研究成果の取り扱い

ア) 研究成果をリポジトリへ登録することによって著作権が移転することはなく、登録前の著作権者が著作権を保持する。

イ) 本学在籍時にリポジトリに登録した研究成果は、他機関へ異動した後も引き続き保管・公開される。

(6) 著作権の確認

研究成果の著作権は附属図書館が確認する。教職員は著作権譲渡書を出版社と取り交わしている場合は附属図書館に写しを提出する。

(7) 共著者への同意確認

共著論文の場合、リポジトリへの公開に対する共著者全員への同意確認は教職員が行う。

(8) オープンアクセスの重複について

外部のリポジトリの利用や、オープンアクセス論文としての出版(即時または一定期間後に全掲載論文がオープンになるジャーナル等)によってオープンアクセスが実現している研究成果についても、大学として責任を持って研究成果を保管し、長期的なアクセスを保障するという観点から、本学へ研究成果を提供することが望ましい。

(9) リポジトリ登録によるオープンアクセス実現のメリット

ア) 他検索データベース(Web of Science、CiNii、Google Scholar)の検索結果にも反映される。

イ) 流通性が高く被引用率が向上する。

ウ) 研究成果の発表・保存・管理の場になる。

(その他)

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附属図書館は、本方針の実施に際し、学内関連部署や出版社等と必要に応じて調整を行う。

リポジトリに関する事項は「滋賀大学学術情報リポジトリ運用指針」、研究データの利活用については「滋賀大学データ管理・公開ポリシー」に定められている。